

昭和村不妊治療助成事業実施要領

1 趣旨

妊娠を望む夫婦の経済的な負担の軽減を図り、もって本村の少子化対策に資するために行う昭和村不妊治療助成事業（以下「助成事業」という。）に関し必要な事項を定める。

2 対象者

助成事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 婚姻関係（事実婚を含む。）にある夫婦の両方又は夫婦のいずれか一方が、昭和村に住民登録があり、かつ村内に実際に居住していること。
- (2) 医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であること。
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助を受けている世帯に属する者でないこと。
- (4) 対象者の属する世帯で村税等の滞納がないこと。

3 助成金額

一般不妊治療及び生殖補助医療について、保険給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として助成する。ただし、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付又は附加給付、医療保険各法に規定する高額療養費、及び加入する保険者が負担する附加給付がある場合は、当該給付の額を控除する。

4 実施方法

償還払い方式とし、助成を受けようとする対象者は、昭和村不妊治療助成申請書（別紙様式）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

- (1) 治療に係る領収書及び明細書等の写し
- (2) 婚姻の事実を証するもの（事実婚及び昭和村において婚姻の事実が分からない場合に限る。）
- (3) 加入する医療保険の被保険者証
- (4) 第 3 項に係る控除がある場合は、その決定通知書等金額が分かるもの
- (5) 助成金の振り込みを希望する金融機関の通帳の写し
- (6) その他村長が必要と認める書類

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。